

八王子市住居等における物の堆積等に起因する  
不良な生活環境の判定等に関する要綱

(目的)

第 1 条 八王子市住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例(平成 31 年 3 月八王子市条例第 14 号)における、不良な生活環境の判定と改善に向けた方策を決定する方法を定める。

(方法)

第 2 条 不良な生活環境は、市職員が判定表を用いた現地調査(以下「現地調査」という。)を行い、物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する対策会議(以下「対策会議」という。)の委員の意見を聴取した上で、資源循環部長が判定する。ただし、緊急の事情がある場合は対策会議の委員の意見聴取を経ずに資源循環部長が判定することができる。この場合、判定結果は後日、対策会議で報告する。

(判定表)

第 3 条 判定表は、物の堆積等の程度及び物の堆積等から発生する事象を個別に評価するものとし、別表 1、2 のとおりとする。

(現地調査)

第 4 条 現地調査は市職員が 2 名以上で行うものとする。

2 天候等の状況により、不良な生活環境の判定等が困難な場合は、再度、現地調査を行うものとする。

(判定結果と改善に向けた方策)

第 5 条 判定結果と改善に向けた方策は、別表 3 のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

別表 1 物の堆積等の状態

観 点	基 準	
物の堆積の程度を判定	A	屋外（※①）に、物の堆積等（※②）があり、概ね敷地の7割以上が物の堆積等で占められている。⇒判定終了
	B	・屋外に、物の堆積等がA程ではないが、大量（※③）にある。 ・屋内に、物の堆積等が大量にある。（※④） ⇒上記のいずれかに該当する場合は2の個別判定へ。
	C	不良な生活環境の原因となる物の堆積等は認められない。⇒判定終了

※①屋外とは、建物の敷地のほか、これに隣接している私道その他の土地を含む。共同住宅の場合は、屋内の共有部分（廊下、ベランダ等）も含まれる。

②堆積等とは、堆積又は放置とする。

③大量とは、屋外の場合、A程ではないが、4トントラック1台で運びきれない程度の量が堆積している状態とする。屋内の場合、日常生活を営むスペースが圧迫されている状態とする。

④屋内に入れられない場合は、屋外の状況、窓等から確認できる屋内の物の堆積状況及び関係者からの聞き取り状況等を考慮し※③程度の量と推測できればBと判断する。

別表 2 個別判定項目

項 目	観 点	基 準	
ねずみ・害虫等	ねずみ・害虫等の発生 の程度によって生活環境への影響度 合いを判定	a	屋内又は屋外にねずみや害虫等が多数発生しており、容易に目視することができる。
		b	屋内又は屋外で、ねずみや害虫等を目視することはできないが、その痕跡を認めることができる。
		c	屋内又は屋外でねずみや害虫等を目視することができない。またその痕跡を認めることができない。（a,b以外の状態）

悪臭	隣地との境界等 (※)において、発生している悪臭の程度によって生活環境への影響度合いを判定	a	臭気判定を行った者のうち、日常生活に耐えられない臭気があると判断した者が、半数より多い。
		b	臭気判定を行った者のうち、日常生活に耐えられない臭気があると判断した者が、半数以下である。
		c	臭気判定を行った者のうち、日常生活に耐えられない臭気があると判断した者がいない。(a,b以外の状態)
火災の危険性	火気を使用している場所などの状況や可燃物の堆積状況について判定	a	(1)屋内の床等を覆う程度に物が大量に堆積され、火気の使用を含む日常生活がその上で行われている。 (2)屋外の堆積物の約半分以上が可燃物で占められており、敷地外から容易に火を点けることができる。
		c	(1)屋内に物が堆積されているが、火気の使用を含む日常生活は別のスペースで行われている。 (2)屋外の堆積物における可燃物の割合が、おおよそ半分に満たない。 (3)屋外の堆積物のおおよそ半分以上が可燃物で占められているが、敷地外から容易に火を点けることができる状態ではない。

通行上の危険性	通行の支障になっているか、災害時に避難経路を塞ぐ危険性について判定する。	a	(1)物の堆積等が道路等にはみ出しており、通行者及び車両等の通行に支障が出ている。 (2)物の堆積等が、避難経路を塞いでいる。又は避難経路を塞ぐ危険性がある。
		b	物の堆積等が崩落すれば、通行者及び車両等に危険が及ぶ恐れがある。
		c	物の堆積等を原因とする通行上の危険が発生する可能性が低い。

※戸建て住宅の場合は主に隣家や公共用地との境、共同住宅の場合は専有部分と共有部分の境

別表 3 判定結果

判定結果	判定	状態	改善に向けた方策
A	別表 1 において物の堆積等の状態が A に該当。	重度の不良な生活環境。	指導・勧告・命令・代執行の対象 排出支援の対象（第 9 条第 2 項）
Ba 1	別表 1 において物の堆積等の状態が B に該当。 別表 2 において a に該当する項目が半数より多い。		支援の対象（第 9 条第 1 項）
Ba	別表 1 において物の堆積等の状態が B に該当。 別表 2 において a に該当する項目が半数以下である。	中程度の不良な生活環境。	指導・勧告の対象 排出支援の対象（第 9 条第 2 項） 支援の対象（第 9 条第 1 項）
Bb	別表 1 において物の堆積等の状態が B に該当。 別表 2 において a に該当する項目がなく、かつ、いずれかに b に該当する項目がある。	軽度の不良な生活環境。	排出支援の対象（第 9 条第 2 項） 支援の対象（第 9 条第 1 項）
Bc、C	上記以外	不良な生活環境は認められない。	支援の対象（第 9 条第 1 項）